

岩手県告示第447号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

平成29年5月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 小本川

2 指定区間

- (1) 左岸 下閉伊郡岩泉町岩泉字田屋峠39番3号地先（岩泉橋上流420m）から下閉伊郡岩泉町小本字家の向246番3号地先（小本橋上流90m）まで
- (2) 右岸 下閉伊郡岩泉町岩泉字中野55番地先（岩泉橋上流420m）から下閉伊郡岩泉町小本字小本6番16号地先（小本橋上流90m）まで